

小委員会報告事項

新市の支所の設置について、次のとおり調整結果を報告する。

平成16年3月23日

新市の庁舎建設等に関する小委員会

委員長 家入哲也

平成15年10月24日確認の新市の事務所の位置についての一部を次のとおり改正する。

確認事項中「(2)現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。」を「(2)現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。」に改める。

改正理由

一の宮町においては、本庁の機能において、支所機能が果たしうる行政サービスの体制を図ることによって、十分な対応が可能である。

むしろ支所を設置することによって、業務内容から住民への戸惑いが発生するものと思われる。

参 考

2 新市の事務所の位置について

- | |
|---|
| <p>(1) 新市の事務所の位置については、一の宮町宮地504-1番地(現在の一の宮町役場)とする。</p> <p>(2) 現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所をおくものとする。</p> |
|---|

平成15年10月24日確認

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成16年3月23日

阿蘇中部3町村合併協議会会長 河崎 敦 夫

協議第7号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

（継続）

- | |
|--|
| <p>(1) 新しい財産区は設置しない。ただし、一の宮の財産区についてはそのまま存続し、事務についても新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 部落有林等（純部落有林を除く。）については、出来る限り実態を調査した上で合併までに調整するものとする。</p> <p>(3) 行政財産については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>普通財産の山林・原野については、その保全に努め、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の旧慣行を適用し、新市に引き継ぐものとする。</p> |
|--|

平成 年 月 日確認